

阿賀野市告示第 1 7 8 号

市道路線の区域決定及び供用開始について

道路法（昭和 2 7 年法律第 1 8 0 号）第 1 8 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、次のように市道路線の区域を決定し供用を開始する。

なお、関係図面は告示の日から 2 週間、阿賀野市建設課において一般の縦覧に供する。

令和 4 年 1 0 月 5 日

阿賀野市長 田 中 清 善

別 紙

区域決定

区分		路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)	幅員 (m)	重要な 経過地
変 更	前	13357	堀越 9 号線	堀越字片田 2947 番地先	堀越字坂町 682 番 3 地先	178. 7	2. 0～ 10. 9	
	後			堀越字片田 2947 番地先	堀越字砂田 3217 番 2 地先	200. 5		

供用開始

区分		路線 番号	路 線 名	起 点	終 点	延長(m)	幅員 (m)	重要な 経過地
変 更	前	13357	堀越 9 号線	堀越字片田 2947 番地先	堀越字坂町 682 番 3 地先	178. 7	2. 0～ 10. 9	
	後			堀越字片田 2947 番地先	堀越字砂田 3217 番 2 地先	200. 5		